

令和3年度 彦根市男女共同参画審議会（第2回）議事録

日時：令和3年9月2日（木）14時～15時

場所：オンライン併用会議（WebEX 電子会議室）

参集（会議室 5-1）

出席者：審議会委員 富川拓、横田祥子、森將豪、上橋文彰、高井優子、大森聡、河野孝、秋野
浩一、成宮恵津子、野村恵美子、東幸子 ※敬称略
事務局 企画振興部長 長野繁樹、企画振興部次長兼企画課長兼女性活躍推進室長馬場
敬人、加藤真美、力石純
オブザーバー（株）日本都市計画研究所 岩溪、山本

1 開会

・企画振興部長挨拶

【事務局】

本日の会議の成立につきましては、彦根市男女共同参画審議会運営規則第3条第2項で「会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない」と定められております。本日、委員15人中、オンラインでの出席も含め11名の委員のご出席を予定しておりますので、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、本日の会議の概要につきましては、後日、彦根市のホームページに掲載いたしますので予めご了解をお願いいたします。

・審議会会長あいさつ

2 議題

（1）次期彦根市男女共同参画計画「ひこねかがやきプランⅢ」（素案）について

【事務局】

素案について説明させていただきます。資料1-1をご覧ください。修正箇所は朱書きで示していますが、主な変更点は、資料2のとおりです。

また、先に委員の皆さまからいただいた素案に対するご意見とそれに対する対応・回答をまとめています資料3（意見書⇔回答）を併せてご覧ください。

まず、10ページから14ページで、国勢調査を参照しているグラフについて、最新値は令和2年度の国勢調査となりますが、まだ確定値が公表されていません。今年度中に資料が公表される場合は、データを差し替えます。

16ページ（8）「女性の政策・方針決定機関への参画状況の推移」について、当初は、データソースに全国平均、滋賀県市町平均を入れていましたが、グラフの対比を見やすくするため、これらを

削除し、国、滋賀県、彦根市のみとしました。

45 ページ計画の体系図について、基本施策に対応する SDG s のロゴを記載しています。

本計画自体は、SDG s ゴール 5 の「ジェンダー平等を実現しよう」に該当するものであることから、すべての基本施策に SDG s 5 を記載していますが、その他にも関連すると考えられる SDG s のロゴを併記しています。

45、56 ページについて、資料 3 意見書⇄回答をご覧ください。この 6 月の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部改正を受け、基本目標 2、基本施策①に (3) として「政治分野における男女共同参画の推進」を新規で追加できないかのご意見をいただいております。

審議会に先立ち、31 日に開催しました推進本部員会議において、議会事務局長からも「政治分野における男女共同参画」について、ご意見をいただいております、45 ページの体系図 基本目標 2 基本施策①に「(3)政治分野における男女共同参画」を新規で追加します。

これに伴い、【別紙差替 P.56】のとおり、施策事業 23「政治分野における男女共同参画の推進の推進」を追加します。

48、54 ページの成果指標についてですが、パーセンテージで示す成果指標について、整数表示にしておりましたが、小数点第 1 位まで示すように変更しました。

50 ページについて、【資料 3 意見書⇄回答】をご覧ください。通し番号「5 民生委員などにおける男女共同参画の促進支援」について、「民生委員の男女比率の現状および性別による役割の固定化に対する懸念」について、ご意見をいただいております。

担当課である社会福祉課からは、資料 3 のとおり回答がありました。令和 3 年 8 月 1 日現在、本市の民生委員・児童委員に占める女性の割合は、約 4 割であり、職務に対して男女で区別をされるというようなことはなく、ひとり一人が地域福祉の増進のため、その職務に専念されていることから、「女性はケアする性」という役割の固定化を助長するものではないと認識しているとのことです。

52 ページについて、前回の審議会後に、性の多様性に対する理解の推進について、学校現場での取組についても盛り込めないか、とのご意見があり、担当課とも協議を進めた結果、通し番号 14「中学校制服の選択の推進」を新規に追加しました。

54 ページ成果指標「K 市内小中学校の教頭以上に占める女性の割合」について、「現在の男女比率および目標値」について、ご意見をいただいております。

資料 3 に記載のとおり、担当課の学校教育課からは、目標値について、25%としていますが、40%を超えている都道府県もあり、本市教育委員会としても、女性管理職が働きやすい職場環境づくりに努め、より多くの女性教員が管理職を目指せるようにしていくことは、非常に重要であることから、令和 15 年度の目標値を 30%へ変更するとのご意見がありましたので、これを変更します。

54 ページ成果指標「L 事業所の管理・監督職における女性の割合」についてですが、令和 2 年度の基準値が誤っておりました。

6 月の審議会では、32%と報告しておりましたが、正しくは 25.1%です。この修正に伴い、令和 15 年度の最終目標値を 40%から 35%へ変更します。

61 ページについて、前回の推進本部員会議において、基本目標 3「尊重し認め合う男女共同参画」にかかわる成果指標が、「女性等への暴力防止に向けた啓発・研修機会の提供回数」だけでは弱い

ではないか、とのご意見を受け、子育て支援課にて検討いただいた結果、被害者への相談機関に対する周知の広がりが見える指標として、成果指標N「女性等への暴力に対する相談機関周知チラシ・ポスター等の設置施設数」を新規で追加しました。

63 ページ (2) 「DV の防止に向けた取組の推進」の項目の後に、(3) として「加害者への対応・更生への支援」がありましたが、これをP.65に(4)へ変更しました。

66 ページ通し番号「56 リ・プロダクティブ・ヘルス・ライツの普及」の表記について、ご意見をいただいております。

ご指摘のとおり、資料3の回答欄に記載していますとおり「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」と変更します。

また、21 ページ8行目および同ページのグラフ中の選択肢についても同様に変更します。

68 ページ基本施策④「多様な性に対する取組」に、52 ページ通し番号14で新たに追加しました「中学校制服の選択の推進」を「再掲」で記載しています。

71 ページについて「表現ガイドラインの活用」について、P.74 基本施策③「計画の推進管理」に位置付けていましたが、P.71(1)「推進本部体制の充実」の施策事業として、通し番号62に変更しました。

続いて、資料1-2は、本計画の資料編として、完成版の計画に入れるものです。

75 ページについて、「用語解説」に「LGBT」に関連し、「LGBT (Q)」の追加について、ご意見をいただいております。ご意見のとおり追加で記載いたします。

また、先程、施策事業の追加についてご説明させていただいた「政治分野の男女共同参画」に伴い、資料編の法律例に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を追加します。

最後に、本日の審議会に先立ち、8月31日に開催しました推進本部員会議においては、概ね本計画素案について、ご了解を得ました。計画の推進にあたっては、先程、ご説明させていただいた「政治分野の男女共同参画」の他にいくつか意見がありました。

- ・審議会、委員会等への女性の登用の重要性は、十分認識しているところであるが、実際にはなかなか進まない状況にある。積極的な女性人材バンクの活用などを通し、女性登用に努める。
- ・パートナーシップ宣誓制度など多様な性に対する理解の取組を進めていく。「男女共同参画」という言葉は、多様な性の前で、今後の課題となっていく。
- ・自治会では、役員は男性だが、実際に活動に参加しているのは女性の方が多い。地域から意識改善が必要である。地域活動のマニュアル化など、誰でもできるような工夫が必要である。
- ・男女共同参画計画の施策事業は「啓発」が多い。漫然とした啓発ではなく、ターゲットを明確にし、確実に推進に繋がる啓発を心掛けることが大切である。

とのご意見をいただいております。

以上、簡単ではございますが、次期計画についての説明となります。

【会長】

ありがとうございます。ご質問等やご意見等がございましたら、順次、ご発言をお願いします。

【委員】

全体的にカタカナの英語表記が非常に多いです。委員は英語の表記に慣れていても、市民の方には本当にわかりにくい言葉です。もう少し要約された日本語等をつけていただければと思います。知識のある人にはわかるかもしれませんが、市民にとってはわからないかと思いますので改善をお願いします。

【会長】

ありがとうございます。用語解説のところも含めて、本体の計画の中での説明でも、様々な英語カタカナ表記がでてまいります、その説明について要約や日本語での表現等を検討することが必要ではないかということでした。

【事務局】

用語については、推進本部会議の時にも、「難しい言葉が多く市民の方に馴染みがないものになってしまっは意味がない」というご指摘もいただいております。用語解説を充実させていただき、キーワードについてもその単語から学べるような用語解説にさせていただいておりますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

【事務局】

補足させていただきます。用語解説をつけていますが、例えば単語が出てきた時に、その単語が用語解説に載っているかいないかがわかりづらいところがあるかと思っておりますので、単語が出てきたら、すべてに印を振る等、用語解説に載っていることがわかるようにしたいと思ったのですが、事務局で検討した結果このようなかたちになっているところもございますので、わかりやすさについて検討させていただきます。

【委員】

6 ページにも書かれているように、脚注というかたちでの表現だったということかと思ったのですが、わかりました。

【会長】

その他、委員の皆様いかがでしょうか。どうすれば市民の皆様に伝わっていくのか、ご理解いただけるのかという視点です。

【委員】

用語解説にまとめているから参考にすればよいというのではなく、男女共同参画の意識を市民の方に広げるなら、一般的にわかるように、思い切った日本語の表現を使った方が良いと思います。「アンコンシャスバイアス」等のカタカナでの英語表記は、一般市民の方にとってイメージできません。

【会長】

これはこの計画だけではなく、男女共同参画の取組自体でこれまでもご意見が出ていた課題だと思いますが、これらの意見を受けまして何かアイデアはありますか。

【事務局】

ご意見いただきましたように、計画というものは「市民の皆様にはわかりやすく」という思いが当然でございます。そのためにわかりやすい表現等には努めさせていただいておりますが、国で使っておられる用語や、日本語にしてみるとかえってわかりにくくなってしまふ等の表現について、できる限り注釈や用語解説で理解していただけるように付けさせていただくことは心掛けてはいます。先ほどの注釈についても、出てきた用語に注釈があるのかどうかはわからないということですが、用語解説も多くの単語がありますので、すべてに印を付けていくと本文に多くのマークが付き、見にくいことから一旦削除をさせていただいております。用語解説に載っていることがわかる方がよいということであれば再度、検討させていただきたいと思っております。

【会長】

ご検討いただくということでよろしくお願ひいたします。

【委員】

別の話になりますが、日本は高齢化社会になり、周りには一人暮らしのご老人がたくさんいます。男女共同参画というと、若い男女や子育て中の方の育児休職等、子育て支援への取組が主になりますが、高齢者で一人暮らしをしている人達の生活支援のために、民生委員の職務について、資料3では「民生委員などにおける男女共同参画の促進支援」のところで、民生委員・児童委員の男女の割合や、「民生委員・児童委員の職務は男女で区別されるものではなく、女性はケアする性というものではない」と書かれていますが、現状は男性が多く、色々な人の生活実態を知ってサポートしているのは、女性が多いです。男女の数が同数であればよいというのではありませんが、女性をもっと多く登用し、介護等の生活支援をできるようにしてもらいたいです。

【会長】

重要なところをご指摘いただきありがとうございます。「民生委員などにおける男女共同参画の促進支援」ということについて意見書でもご指摘いただいておりますが、「男女」に加えてもう一つ、多様な性にも対応する男女共同参画の視点が必要であることを再確認していただき、計画の中にしっかりと位置付け、次のプランを進めていただくこととなりますが、よろしくお願ひいたします。

【委員】

資料3に記載してある(3)「政治分野における男女共同参画」の質問の部分で、素案の56ページに事業内容として今後、記述をされると思っておりますが、回答いただいたことと合わせて、女性議員が40%を達成するような方策や、選挙の立候補者の男女同数を確保する方策、多様な性の立場の方が候補者になれるような方策をすること等を事業の概要の中に盛り込んでいただくと良いかと思

います。

【事務局】

この件に関しましては、議会事務局とも協議を重ねたのですが、女性議員を増やすことや市民に対して浸透させていくということについて、情報提供が限界になってくるのかと感じております。その情報を受けて、市民の皆様や各政党等がそれぞれ動き出していただくことが必要ではないかと思っております。ここで女性議員を40%に増やすといった目標は立てにくく、所管部局で事業の指標を評価するところまでは難しいと考えておりますので、情報提供に努め、市民の自発的な動きにつなげていくということをご理解いただきたいと思います。

【委員】

行政のプランに書ける限度ということもあると思いますので、書ける範囲で事業概要の中に盛り込んでいただければと思います。

【会長】

書ける範囲でのご発言いただきましたが、今後、前向きに進めていくためには、ご指摘いただいたところも設けていかなければならないということで、引き続き審議会の方からはお願いを続けていきたいと思っております。

【委員】

資料1の50ページ、通し番号5「民生委員における男女共同の促進支援」のところで、この計画では数字や割合の内容しか言えないと思いますが、先ほどの委員の意見の様に、女性の民生委員の方が高齢者に献身的に細かくケアをしてくださっているということで、ケアの部分で男女の差があるのであれば、男性の民生委員に働きかけることができるのではないかと思います。

【会長】

ありがとうございます。民生委員の皆様に対する働きかけと、実際の動きの中で男女共同参画の視点で動いていただけることが今後、重要になってくるかと思っております。

【委員】

女性の政治参加については同感です。

156か国中120位とジェンダーギャップ指数が低い原因は、女性の政治分野への進出が少ないことにあります。政治分野で日本は147位と他の健康分野や教育分野に比べて最も低いです。もっと女性が政治分野に進出すれば大きく変わると思います。世界が進んでいる状況を見ればよくわかります。ただでさえ遅れている日本について、政府待ちでは実質の伴わない主張でしかありません。クォータ制等を取り入れ、抜本的に変わるように取組を進めていただきたいと思います。女性が政治分野に進出すれば大きく変わると思います。

情報発信等、できることだけをしていると、彦根市は更に遅れていくと思っております。抜本的に女性

の政治進出、議員等の進出を広げること努めていけば、彦根市は有名な市になるかと思えます。

【会長】

審議会としましては、あらためて政治分野について市の方に拡大的な取組の検討をあらためてお伝えしたいと思えます。

【事務局】

貴重なご意見をいただきました。事務局としましても女性進出が遅れていることは理解しております。市としてどのように啓発していくかという部分について、市でできることにつきましても限界がございます。企画課や議会事務局あるいは選挙管理委員会事務局等から情報提供、啓発は精一杯できますが、今の段階で「女性議員 40%」と書くことはできたとしても、実現が難しいということが正直なところです。できないことを計画の中で明言することには抵抗を感じるころではございます。実情をご理解いただければと思えます。

【委員】

今の回答ですが、市の限られた実情はわかりますが、私達は男女共同参画を進めていくということで5年、10年先を見越して審議会を行っていますので、しっかりと啓発活動に力を入れていただきたいです。それによって市民の意識も変わるだろうと思えます。

【事務局】

十分ご理解いたしました。審議会のご意向に沿えるように努めさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【会長】

審議会といたしまして、「かがやきプランⅢ」は2033年までの計画ですので、委員の意見を踏まえて、前向きにご検討をお願いします。

(2) 市長への答申について

【会長】

資料4をご覧ください。答申については計画の素案をもって代えさせていただきたいと思えます。「答申にあたって」において、計画策定の背景や詳細を記載しております。また、名簿に誤りがないかのご確認もお願いします。資料4を基に審議会を代表しまして、会長、副会長から市長に答申をさせていただく予定です。何か答申についてご意見ありますでしょうか。

【委員】

彦根市長も変わり、新しい市長が選ばれたのは、市民が変革を期待する表れです。彦根市は保守的な市ですから、そういった市民の期待に応えていただきたいと思えます。

【会長】

ありがとうございます。答申の際は会長、副会長から委員の皆様の代表として審議会のこれまでの議論と意思を市長にお届けしたいと思っております。

【事務局】

市長への答申に関わる今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

本日のご審議の内容を反映した素案を9月中旬に皆様に送付いたしますので、内容をご確認いただき10月初旬までにご意見、承認の有無についてご連絡をお願いします。本日の審議会は限られた時間でしたので、伝えきれていないこと等がございましたら、文言の訂正でも構いませんので、素案の承認の有無についてご連絡いただく際にお願ひいたします。その内容を踏まえまして、会長、副会長とで整理させていただき、委員の皆様へ最終報告をさせていただきます。答申日につきましては、10月下旬頃で日程調整をしております。

【会長】

今日の審議会でいただいたご意見も含めまして、市でご検討していただき委員の皆様にもう一度承認をいただくということです。答申日につきましては10月ということで予定をしております。答申に関わる今後のスケジュールについてご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

3 その他

【事務局】

先ほど、答申について今後の流れをご説明いたしました。答申後につきましては、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施いたします。次回の審議会はパブリックコメントの結果について、年明け2月くらいに開催させていただきたいと考えております。詳細については別途ご連絡いたします。

また、最後に資料5を付けさせていただきますが、次回2月の審議会後には、引き続き令和3年度の男女共同参画事業者表彰の選考委員会を開催予定です。事業者表彰は女性活躍や男女共同参画に取り組んでおられる市内企業や団体を表彰するものです。これは現計画においても次期計画においても自治会や事業所における男女共同参画の推進の広がりを計る成果指標となっております。応募方法は自薦によるもので、現在応募を受け付けておりますが、受付は12月17日までとなっております。

今年度は応募の要綱を改正いたしまして、応募条件に「彦根市男女共同参画地域推進員による出前講座を5年以上連続で受講したもの」を追加しました。実際には応募が少ない状況にありますので、委員の皆様で女性活躍や男女共同参画に取り組んでおられる企業や団体様がおられましたら、是非お声掛けいただけますようお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。委員の皆様、是非お声掛けをお願いします。以上で本日予定していました議事はすべて終了いたしました。続きまして事務局から連絡事項がありますのでお願いします。

【事務局】

また、本日の委員の皆様におかれましては、熱心にご審議いただき誠にありがとうございました。冒頭でも申し上げましたが、本日の審議会の概要につきましては彦根市のホームページでも掲載させていただきます。委員の皆様にご確認をお願いし、最終的には会長の確認により掲載を確定したいと思いますので、ご了解の方よろしくをお願いします。発言等をしていただける時間が限られておりましたが、本日ご審議いただいた内容の素案や答申についてご意見等がございましたら、早めにご提供いただきましたら会長等とご相談させていただき盛り込めるところは盛り込ませていただきたいと思いますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

【会長】

それでは、以上をもちまして令和3年度第2回彦根市男女共同参画審議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。

4. 閉会 15:00